

吉野町地域防災計画修正等支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本業務は吉野町地域防災計画について、前回の計画修正以降の関係法令の改正及び国や奈良県地域防災計画（最新版）等との整合を図り、計画全般に対し修正を加えるとともに、災害時における職員初動マニュアルの修正を行い、住民及び行政機関の防災力の向上と防災対策の推進に資することを目的に実施するものである。

この要領は、吉野町が『災害に強い「まち・ひとづくり」』の一環として実施する地域防災計画修正等支援業務を委託するに当たり、委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 吉野町地域防災計画修正等支援業務
- (2) 委 託 内 容 吉野町地域防災計画修正等支援業務仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託金額上限 5,478,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※見積上限額を超過した場合は失格とする。

- (5) 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約

- (6) 公募型プロポーザル方式を採用する理由と期待される効果

本業務は、防災関連の専門的な知識を必要とするものであり、これらを有する事業者の確保が、本業務の成果に与える影響は大きいものと考えられる。こうしたことから、業務内容について提案者を募り、その中から内容等を総合的に審査し、最も適切と認められる契約の相手方を特定する「プロポーザル方式」を採用する。

- (7) 担 当 課 吉野町役場 総務課 危機管理室（担当：東）

所在地：〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80-1

電 話：0746-32-3081（代表）

F A X：0746-32-8855

e-mail：soumu1@town.yoshino.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に奈良県内市町村発注の同種業務（地域防災計画策定又は修正支援業務）実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定

- による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (4) 吉野町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は、同法同条第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団員等の関与が認められる団体でないこと。
 - (5) 吉野町入札参加資格停止措置要領（平成 21 年 2 月施行）に基づく資格停止措置その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
 - (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - (8) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は社会更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。
 - (9) 国税および地方税を滞納していないこと。

4. 日程

項目	期 日
プロポーザル実施要領公表期間	令和 8 年 4 月 1 5 日（水）から 令和 8 年 5 月 2 0 日（水）まで
質疑書の提出期限	令和 8 年 4 月 2 3 日（木）午後 5 時まで（必着）
質疑書への回答	令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午後 1 時から
参加意向届出書兼誓約書受付期間	令和 8 年 4 月 1 5 日（水）から 令和 8 年 4 月 3 0 日（木）午後 5 時まで（必着）
参加資格確認結果通知 （企画提案者の選定通知）	令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 3 時以降順次送信
参加資格がないことに対する説明請求	令和 8 年 5 月 1 1 日（月）正午まで
説明請求に対する回答	令和 8 年 5 月 1 2 日（火）午後 1 時
企画提案書及び見積書提出期間	令和 8 年 5 月 8 日（金）から 令和 8 年 5 月 2 0 日（水）午前 9 時～午後 5 時まで
参加辞退届の提出期限	令和 8 年 5 月 2 0 日（水）午後 5 時まで（必着）
プレゼンテーション（ヒアリング）	令和 8 年 5 月 2 7 日（水） ※場所及び時間等の詳細は 5 月 2 1 日メールにて通知
企画提案書の審査結果公表	令和 8 年 5 月 2 9 日（金）午後 1 時以降順次送信

5. 関係資料の配布

本業務に関する資料及び本プロポーザルに参加するために必要な書類は次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和 8 年 4 月 1 5 日（水）から令和 8 年 5 月 2 0 日（水）まで

(2) 配布資料

- ① 吉野町地域防災計画修正等支援業務に係るプロポーザル実施要領
- ② 吉野町地域防災計画修正等支援業務仕様書（別紙1）
- ③ 参加意向届出書兼誓約書（様式第1号）
- ④ 質疑書（様式第2号）
- ⑤ 業務実績書（様式第3号）
- ⑥ 会社概要書（様式第4号）
- ⑦ 業務実施体制調書（様式第5号）
- ⑧ 参加辞退届（様式第6号）

(3) 配布、掲載場所

ア 吉野町ホームページからダウンロードにて入手可能

<https://www.town.yoshino.nara.jp>

下記のリンク先から必要に応じてダウンロードし、使用すること。

総合トップ・ホーム > お知らせ

イ 〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80-1

吉野町役場 総務課 危機管理室（2階）

電話0746-32-3081（代表）

※午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（土・日・祝を除く）

6. 参加意向届出書兼誓約書等提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格要件を確認の上、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類（各1部）

ア 参加意向届出書兼誓約書（様式第1号）

イ 業務実績書（様式第3号）

過去5年間（令和3年度～令和7年度）に奈良県内市町村発注の同種業務（地域防災計画策定又は修正支援業務）の実績を証明する書類（契約書・仕様書等の写し）を添付すること。なお、納品済みの契約書に限る。※成果物（No.1又はNo.2のもの）を添付すること。

ウ 会社概要書（様式第4号）

※添付書類（ISQ 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はJISQ 15001（プライバシーマーク）登録証明書）

エ 業務実施体制調書（様式第5号）

オ 納税証明書の写し

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの

(2) 提出方法

提出場所へ持参、または郵送により受付を行う。なお、FAXや電子メール等での受付は行わない。

※郵送の場合は簡易書留とし期限内必着とする。また、郵送する旨を期間内に担当課まで

電話連絡すること（以下の項目の場合も同様とする。）。

※郵送の場合のあて先は担当課名まで記載すること（以下の項目の場合も同様とする。）。

(3) 受付期間及び提出場所

① 日時 令和8年4月15日（水）から令和8年4月30日（木）まで
（土曜日・日曜日及び祝祭日を除く。）

午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで（必着）

② 場所 2（7）担当課と同じ。

7. プロポーザル参加資格の確認（企画提案者の選定）

提出された参加意向届出書兼誓約書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知 令和8年5月7日（木）午後3時以降順次送信

参加申込者全員に電子メール（※）で通知する。

※様式第1号参加意向届出書兼誓約書に記載された担当者メールアドレスへ送信

(2) 参加申込者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・参加申込者が1者の場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。

8. プロポーザル参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年5月11日（月）正午まで

イ 提出場所 吉野町役場 総務課 危機管理室（担当：東）

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80-1

電話0746-32-3081（代表）

ウ 提出方法 任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面により行うものとし、その内容を電子メール（※）で回答する。

※様式第1号参加意向届出書兼誓約書に記載された担当者メールアドレスへ送信

ア 回答日 令和8年5月12日（火）午後1時

9. 質疑応答

(1) 方法

質問は、質疑書（様式第2号）により電子メール（担当課宛）により行う。

質問内容及び回答は、本町ホームページにて公表する。

※質疑書のメール送信後、必ず電話により到着確認を行うこと。

(2) 日時

質疑書の提出期限 令和8年4月23日（木）午後5時まで（必着）

質疑書への回答 令和8年4月27日（月）午後1時から

※随時回答を掲載する場合がありますので、注意すること。

(3) その他

- ア 質疑書の提出期限を過ぎた問合せには回答しない。
- イ 質疑に対する回答書は本実施要領及び仕様書等の追加または修正事項とみなし取り扱う。
- ウ 回答に対する再質問は認めない。

10. 企画提案書等の提出

(1) 方法

提出は、提出期限までに提出場所へ持参または郵送することにより行う（FAX、電子メール等による受付は行わない。）。

※郵送の場合は、「吉野町地域防災計画修正等支援業務 企画提案書在中」と記載し、簡易書留にて郵送すること。また、宛先を2（7）の担当課とすること。

※期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

(2) 受付期間及び提出場所

ア 受付期間

令和8年5月8日（金）から令和8年5月20日（水）まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

2（7）担当課と同じ。

(3) 提出物及び提出部数について

ア 提出物一覧

提出物	提出部数	備考
企画提案書	6部	任意様式 ※カラー印刷とし、フォント 10.5 ポイント以上、20 ページ以内。すべての資料を A 4 サイズに揃えること。（※図表等について A 3 サイズを用いることは可能。ただし、A 4 サイズに折りたたむものとする。）
作業工程表	6部	任意様式
見積書・見積内訳書	原本 1部 写し 5部	任意様式（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ その他

- ① 上記提出物は、フラットファイルにインデックス等で分かりやすいように綴ること。また、フラットファイル表紙には、業務名及び社名を表示すること。
- ② 企画提案書提出後の提案書等の加除及び差し替えは、不可とする。
- ③ 10.（3）企画提案書の内容について、本町が問い合わせをする場合がある。

11. 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書の内容について

企画提案書は、本実施要領、業務目的に沿った内容とすること。ただし、原則 A4 版 (A3 折込は可) とする。

(2) 留意事項

ア 企画提案書の作成により生じた諸費用について、本町は一切負担しない。また、提出物は、一切返却しない。

イ 企画提案書に含まれる著作権は、提案者に帰属する。ただし、本事業において公表等が特に必要と認められる場合は、本町は提案物の全部または一部を使用できるものとする。

ウ 提案内容の記述が特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果、生じた責任については、提案者が追うものとする。

エ 実際の業務内容は、企画提案書に基づき、本町と受注候補者による協議により決定する。

12. プレゼンテーション (ヒアリング) 実施要領

提出された企画提案書をもとに吉野町地域防災計画修正等支援業務に係るプロポーザル審査委員会 (以下「委員会」という。) で評価を行う。

(1) 審査の方法

ア 企画提案書の審査は、委員会が行うものとする。

イ プレゼンテーションの実施日

実施日：令和8年5月27日 (水)

場所、時間：詳細については、5月21日 (木) 午後1時以降順次送信

企画提案者に電子メール (※) で通知する。

※様式第1号参加意向届出書兼誓約書に記載された担当者メールアドレスへ送信

(2) 実施方法

ア プレゼンテーション 20 分、質疑応答 20 分の割合で、一者 40 分以内を想定。

イ 参加者側の出席者は原則 4 名以内とする。

ウ プレゼンテーションに際し、必要な機器 (スクリーン及びプロジェクター) と電源は本町が用意するが、その他の機器 (パソコン等) は参加者側で用意すること。

※プロジェクターと PC の接続端子は HDMI のみとなります。

エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。ただし、6 (1) において事前提出した成果物については、プレゼンテーション中に審査員に回覧する。

(3) 審査基準

委員会において下記審査基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉権者として決定し、参加者へ通知する。なお、審査内容や審査結果に対する質問、異議等については受け付けない。

【審査基準】

評価項目	評価内容	配点
業務実績	過去5年間に、地方公共団体の地域防災計画の修正業務等の受託実績があるか。 ※実績件数により配点	10点
実施体制	経営規模、業務担当者数や配置など、仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために、必要な体制確保ができているか。	10点
企画提案内容	○計画の理解度 計画の法的根拠や計画の特徴、社会的背景など基礎的な内容が含まれているか。	15点
	○業務実施方針 本町の状況を踏まえた、計画修正の方針が示されているか。	10点
	○課題整理 本町現行計画に対する課題の整理と提案がされているか。	10点
	○スケジュール 業務スケジュールは的確か。	10点
	○独自性・創意工夫 本町の状況を踏まえた独自の計画の提案があり、実施可能であるか。仕様書に基づく業務のほか、課題解決のための企画力と実効性のある提案が具体的に記されているか。	15点
資料作成・説明能力	的確で分かりやすい資料を作成し、明確に説明、質疑応答が明確か。	10点
見積経費	見積経費と提案内容、事業規模の費用対効果はどうか。	10点
合 計		100点

(4) 優先交渉権者との協議

町は、優先交渉権者と、提出された提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が調わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、町は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。なお、参加表明者が1者のみの場合は、選考委員の採点の平均点が6割以上であれば、優先交渉権者として選定し協議を行う。

(5) 審査結果の公表

選定結果は、全提案者へ電子メール（※）にて通知する。併せて、町のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

※様式第1号参加意向届出書兼誓約書に記載された担当者メールアドレスへ送信

通知日 令和8年5月29日（金）午後1時以降順次送信

13. 契約締結

町と優先交渉権者は、提出された提案書を基に、本業務に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行う。

14. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合
- (2) 委員会において、合計得点が60点を下回った場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- (5) 消費税込みとして計算した見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

15. その他留意事項

- (1) やむを得ない事情により、町が、プレゼンテーションを実施することができないと認めるときは、プレゼンテーションの日程変更、またはオンラインでの実施に変更とする場合があります。この場合において、これに要する経費については、本町に請求することはできない。
- (2) プレゼンテーションの結果については、町ホームページ上で公表する。
- (3) 業務の実績等については、日本国内での業務の実績等のみを認める。
- (4) 参加意向届出書兼誓約書を提出しなかった場合又は参加資格がない旨の通知を受けた場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (5) 参加意向届出書兼誓約書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加申込者又は企画提案者の負担とする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書類の著作権は、企画提案者に帰属することとする。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申込者又は企画提案者が負うものとする。
- (9) 提出書類は、受託候補者の選定以外に参加申込者又は企画提案者に無断で使用しない。
なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (10) 参加申込者又は企画提案者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (11) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は認めない。
- (12) 提出書類は、吉野町情報公開条例（平成11年吉野町条例第27号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、受注者以外から提出された企画提案書は対象外とする。

- (13) 参加申込書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第6号）を担当課に持参又は郵送により提出すること。令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）
- (14) 参加申込者又は企画提案者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (15) 本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本町との協議に基づいて決定するものとする。
- (16) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、吉野町は契約を解除できるものとする。この場合、町に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (17) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更または中止する場合がある。この場合、参加申込者又は企画提案者に対して吉野町は一切の責任を負わないものとする。
- (18) 参加申込者又は企画提案者は、参加意向届出書兼誓約書の提出をもって、本実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (19) その他詳細については、仕様書等によるものとする。